

三田キャンパスにおける外部研究資金に係るオーバーヘッド運用に関する内規

第1条（目的）

本内規は、「外部研究資金のオーバーヘッドに関する申し合わせ（2026年3月24日常任理事会改正）」第5項に基づき、同申し合わせの趣旨を踏まえ、三田キャンパスにおける外部研究資金に係る一般管理費（以下、「オーバーヘッド」という）を、三田キャンパスの研究環境の整備・改善および研究支援体制の充実に活用するための円滑な運用に資することを目的とする。

第2条（適用）

三田キャンパスのオーバーヘッドに係る業務は、本内規により処理することとする。ただし、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュートに係るオーバーヘッドは除く。

第3条（徴収）

- ① オーバーヘッド徴収の対象となる外部研究資金は、競争的研究費を除く受託研究費、共同研究費、研究助成金および研究を目的とする指定寄付金等である。
- ② オーバーヘッドは、原則として、直接経費の額の18%以上に相当する額とする。
- ③ 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する場合のオーバーヘッドの徴収は、当該各号のとおりとする。
 - 1 受託研究で官公庁等、研究委託元の定めるオーバーヘッド率がある場合はそれに従うものとする。
 - 2 研究助成金については別に定める。

第4条（予算）

学術研究支援部三田担当は、各会計年度開始時に、各学部長（文・経済・法・商）および関係研究所・センター所長、学術研究支援部長と協議の上、オーバーヘッドに係る予算案を作成し、担当常任理事に提出、その承認を得なければならない。追加のオーバーヘッドが発生した場合には、適宜、予算案を補正し、担当常任理事の承認を得るものとする。

第5条（支出）

オーバーヘッド予算は、「外部研究資金のオーバーヘッドに関する申し合わせ（2026年3月24日常任理事会改正）」に基づき、以下に従い支出する。

- ① 三田キャンパスのオーバーヘッドは、原則として、三田キャンパスの研究環境の整備・改善および研究支援体制の充実に目的に支出する。
- ② オーバーヘッドの支出に関しては、原則として義塾の経理規程等が定める支出基準を順守するものとする。
- ③ オーバーヘッド予算の支出に関しては、原則として科目間の流用を可とする。

第6条（管理）

オーバーヘッドについては、いわゆる競争的研究費の間接経費と区別して管理を行い、当該研究が複数のキャンパスにまたがる場合には、使用配分をその都度定めるものとする。

第7条（報告）

管理責任者（学術研究支援部課長）は、各会計年度終了後速やかに、オーバーヘッド予算の執行状況を担当常任理事に報告し、その承認を得なければならない。

第8条（公開）

オーバーヘッドに係る予算案および執行状況は、原則として公開するものとする。

第9条（事務）

三田キャンパスのオーバーヘッドに係る業務は、学術研究支援部三田担当が担当する。

第10条（改廃）

本内規の改廃は、学術研究支援部三田担当の申請に基づき、担当常任理事が決定する。

附則

この内規は2004年4月1日より施行する。

附則（2014年12月25日）

この内規は2014年4月1日から施行する。

附則（2020年10月8日）

この内規は2021年4月1日から施行する。

附則（2025年2月27日）

この内規は2025年4月1日から施行する。

附則（2026年5月29日）

この内規は、2026年5月29日から施行し、2026年4月1日から適用する。